独立行政法人 国際協力機構（JICA）御中 cc ：有識者委員会 委員各位

「JCA 環境社会配慮ガイドラインの 運用実態の確認報告」に関する意見

```
満田夏花(地球•人間環境フォーラム)
松本 悟(メコン•ウォッチ)
和田重太(弁護士)
川村 䀘雄(チュラロンコン大学政治学部
    国際開発研究コース客員教員)
```

「JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下ガイドライン）の運用実態の確認報告」（以下報告書）に関する意見を提出いたします。詳細は本意見書の各指摘に示す通りですが，全体として希薄な内容 であり，特に下記のような欠陥があります。
（1）確認手法がきわめて限定的である（各案件の報告書を表面的になぞっているかだけである）
（2）案件名が不明であり，記述の根拠や詳細が確認できない
（3）あいまいな表現が多く，全般的な状況（該当件数など），具体的な事例双方とも欠落している。
（4）事例研究からの教訓の抽出•分析•評価が欠落している
（5）別紙1「相手国政府に求める環境社会配慮の要件」の達成状況が碓認されていない
（6）ガイドラインの実施上の課題•問題点，ガイドライン自体の課題•問題点について触れられて いない
（7）「ガイドラインに従って運用されている」という「まとめ」の根拠が不明である。いくつかの記述につき，ガイドラインの適合状況に関する疑念が生じるのにも関わらず，それについては説明されていない

これらのことから，本報告書はガイドラインの検討を行うための調査として極めて不十分なものと考えます。
なお，本意見は私たちが第1期の環境社会配慮審査会委員として，また NGO•環境団体として多 くの案件の審査と調査やモニタリングに携わった経験に基づくものであることを申し添えます。

## 全体的事項

1．調査対象案件の公表，案件名の明記
指摘1：調査対象の 60 件の案件名を記述すべきである。また事例として引き合いに出している記述については，その案件名を明記すべきである。

- 調査対象とした案件名を明記することは，調查の前提を示す上で必要である。
- 報告書に，「事例としては・••」「••••例もある」「••・といら例も多い」という記載が ところどころにあるが，案件名を明記すべきである。情報源を明らかにすることにより，記載

の妥当性について，読み手が判断できるようにし，調査のアカウンタビリティを果たすためで ある。
－なお，JCA の開発調査，無償資金協力等は，すべて公表されている。案件名を明記•公表する ことに実質的な障害があるとは考えられない。

2．調査手法について
指摘2：調査を行ったコンサルタント名，調査従事者，調査期間，調查項目を明らかにするべきで ある。
－調査のアカウンタビリティを高め，調査の前提や手法を明らかにするためには，このような情報は重要である。

指摘3：調査手法が不十分であり，結果的にきわめて表面的な内容となっている。関係者へのヒア リング，実際の案件の状況等に関する確認•調査が行われていない。また，事例からの教訓の抽出，ガイドラインの実施上の課題の分析などが一切行われていない。
－報告においては「主に案件の報告書及び内部審査結果等をもとに確認を行った」（p．3）として おり，報告のその他の㯺所を読んでも，担当職員，事業実施機関，被影響住民，コンサルタン ト，審査会委員，その他の関係者へのヒアリングを行った形跡はない。結果として，内容は，書類上の記載の有無といった表面的な記述になり，案件が現在どのような状況にあり，JCAか らの環境社会配慮の支援，働きかけが案件形成にどのように結びついたか，または結びつかな かったのか等に関する記述はない。
－一方，「内部審査結果等」が何を意味するか不明であり，レビューを行った書類名を列記すべき である。

指摘4：「••・という事例もある」「•••場合もある」というようなあいまいな表現が多く，全般的な状況（該当件数）や具体的な事例が挙げられていない。
－JBIC の国際金融等業務分野は，持っている情報量も少なく，商業上の秘密などもあり，JCA と比してずっと制限が多いはずであるが，それでも全般的な状況については，誠実に分析を行 おらと試みているように思われる。豊富な情報をもち，多くの報告書が公開されているのにも関わらず，JICA の本報告は，全般的状況の記述や具体的な情報に関してJBIC の国際金融等業務分野の報告にはるかに劣っている。

3．「まとめ」（報告書 6．p．44）
指摘5：報告書においては，JICA の対応や事業実施機関側の対応がガイドラインを満たしている かの分析や評価を行っていないにもかかわらず，「まとめ」において「ガイドラインに従 って運用されている」などの結論を導きだしている。根拠が不明である。 また，ガイドラインの実施上の課題，ガイドライン自体の課題などには触れられていない。
－「（1）現行ガイドラインの導入」の記述は，全体的に意味不明である。強化されたガイドライ ンが導入されたために，環境社会配慮が強化されたという論調であるが，運用実態に即した根

拠が不明である。
－「•••制度変化の面からになるが，現行ガイドラインの要求事項から次の変化があげられる」 （p．44）この記述が何を指すのか，および何を根拠としたものなのかが不明である。
－「（2）運用状況」では，それぞれの段落において，ガイドラインの規定を繰り返しているだけ であり，運用状況のまとめにはなっていない。
－たとえば，第4パラでは「公害，自然環境項目だけでなく，非自発的住民移転をはじめとした社会的な影響を取り上げて，調査，予測，評価を行っている」としているが，これはガイドラ インに即せば当たり前の話であり，「どのように」調査，予測，評価を行ったのか，その際の課題は何であったのかという客観的な分析•評価を伴ってはじめて意味をもつ。
－「フィージビリティ調查でも，プロジェクトを具体化する前の計画段階（例えば，複数のプロ ジェクト構想の比較検討）から調査を行っている場合がある。」とされているが，代替案の検討 はガイドライン上の要求事項である。「場合がある」ということは調査を行っていない場合もあ るということであるが，そうであるとすればガイドライン不遵守の可能性がある。

4．相手国政陦に求める環境社会配慮の要件に関する分析（報告書 3.11 p．28－29）

## 指摘6：別紙1の相手国政府に求める環境社会配慮の要件に関して，その達成状況が確認されてい ない。各項目について事例研究•分析•評価を行うべきである。

－報告書の3．11 の記載の多くはJCA が行った検討•提言などについて，調査対象案件の報告書 などをもとに記述しているものと思われる。これらの多くは，あくまでJCA 側の報告書上の検討•提言であり，これを受けて相手国政府•実施機関が実際の環境社会配慮として何を実施し たかではない。報告書はこの両者を混同して記載している。
－報告書の3．11 は，ガイドラインの別紙1に基づき，相手国政府に求める環境社会配慮要件の実施状況を確認すべき部分である。したがって，本来であれば事業実施機関や地域住民などのス テークホルダーへのヒアリングを行わない限り，本項目を確認することはできないはずである。
－報告書の3．11において，実質的にカバーされていないガイドライン上の項目は下記の通りであ る。
－早期の段階からの調查•検討，代替案•緩和策のプロジェクト計画への反映
（別紙1 基本的事項1．）
－地域住民等の現地ステークホルダーとの十分な協議，その結果のプロジェクト内容への反映（別紙1社会的合意1．）
－非自発的往民移転及び生計手段の喪失の回避•最小化，合意，実効性のある対策
（別紙1 非自発住民移転1．）
－非自発的住民移転及び生計手段の喪失に関する十分な補償むよび支援。適切な時期の補償。移転住民の生活水準等の回復（別紙1 非自発的住民移転2．）
－非自発的住民移転及び生計手段の啔失に係る対策立案，実施，モニタリングへの被影響住民の参加（別紙1 非自発的住民移転3．）
－先住民族：土地及び資源に関する先住民族の諸権利の尊重，十分な情報に基づく合意 （別紙1 先住民族）
－モニタリング（別紙1 モニタリング1．～4．）

## 個別事項

5．プロジェクトの計画作成とその実施の決定（ガイドライン 1．6．1，報告書 2．3）
指摘7：相手国政府に求める要件のうち，プロジェクトの計画作成とその決定における環境社会配慮調査結果の十分な考慮（ガイドライン 1．6．1）に関する評価•記述が行われていない。

6．情報の公開（報告書3．1 p．14，p．15）
指摘8：案件の現地における情報公開に関し，その全般的状況，情報公開が十分行われなかった事例，ステークホルダーの情報へのアクセス，情報公開に関する課題に関する記述が欠落し ている。
－報告書においては，JCA における公開，JICA から相手国政府への働きかけ，情報公開の事例 などについて記述されているが，現地における情報公開の全般的状況，情報公開が十分行われ なかった事例，情報公開にかかる課題などに関する分析が行われていない。
－現地における情報公開の形態に関する事例についても，ホームページの開設，パンフレットの作成の 2 事例のみであり，限定的である。
－ステークホルダーの情報へのアクセスに関する記述はない。

7．現地ステークホルダーとの協議（報告書 $3.2 \mathrm{p} .15-17$ ）

## 指摘9：ステークホルダ—協議の質，事業への反映の度合い，課題に関する評価が行われていない。

－ステークホルダー協議に被影響住民を含めた多様な層の参加が得られていたか，彼らの意見に対する対応がなされたのか，あるいは参加が得られないとすればどこに課題があったのかなど， ステークホルダー協議の質が評価されていない。
－ステークホルダー協議において表明された意見や疑問などに関する応答，事業への反映に関す る評価が行われていない。
cf）ガイドライン重点事項5：「ЛСА は，現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成 のために，ステークホルダーの意味ある参加を確保し，ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。」

指摘10：マスタープランにおいてステークホルダーの協議が，関連省庁等にしか行われておらず， ガイドライン不遵守の疑念が残る。

報告書 p． 17 においては「マスタープラン調査の段階のステークホルダー協議については，プロ ジェクトが具体化していないこと等から，ステークホルダーの範囲がフォーカスしにくいため，関連省庁や関連部局を対象としているケースが少なくない」とされているが，下記のステーク ホルダーの定義から言えば，これのみではステークホルダー協議とは言えない。
cf）ガイドライン 1．3．11：「現地ステークホルダー」とは，事業の影響を受ける個人や団体（非正規居住者を含む）及び現地で活動しているNGOをいう。また，「ステークホルダー」とは，現地

ステークホルダーを含んだ，協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。

8．環境社会配慮の項目（報告書 $3.3 \mathrm{p} .17-19$ ）

## 指摘11：スコーピングの手法•妥当性に関する評価が行われていない。

－「影響が想定される項目に関する調査を実施した」とあるが，報告書における評価項目をなぞ っているだけである。
－事例研究に基づき，スコーピングの手法•妥当性に関する評価を行らべきである。

## 指摘12：派生的•二次的又は累積的影響についての環境社会配慮の事例分析がなされていない。

－p． 19 で記述されている，ダム建設の結果生じる河川下流の水文影響，富栄養化，ダム貯水池の堆砂などは，事業の直接的影響であり，「派生的•二次的又は累積的影響」ではない。

## 指摘13：「不確実性が大きいと判断される場合の予防的な措置」に関する事例分析がなされていな

 い。－p． 19 で「検討した例はない」としているが，これは案件の報告書における記述がないというに過ぎない。たとえば以下の案件においては，報告書における記述がなかったが，審査会により，不確実性があることが指摘されている。
－カンボジア・国道1号線拡幅事業の農地への影響：本事業実施により，道路嵩上げと排水管 の設置が農地やコルマタージュに与える影響が指摘され，その不確実性について議論された。
－バングラデシュ・パドマ橋：橋梁建設が河川の砂州（チャー）に与える影響の可能性が指摘 された。しかし調查は実施されていなかったため，審査会答申ではその他調査が実施されて いなかった項目と併せ「調査が実施されていないことを結論•勧告の部分に記載し，事業の実施判断に当たって留意すべき点を記述すること」とされた。

指摘14：影響軽減策の事例が限定的であるのに加え，妥当性の評価，事業への反映状況に関する情報が記述されていない。また，具体的な案件名を表記すべきである。
－p．18－19に列記されている「個別の項目の影響軽減策」は例えば下記のように限定的であり，そ の妥当性に関する評価が行われていない。
－1）大気：「道路供用時の大気汚染対策として，沿道への植樹を提案した。」
$\rightarrow$ 提案がこれだけであったとすると，かなり限定的なもののように思われる。例えば，道路政策全般としての提案や，交通量の抑制•管理，渋滞緩和，モニタリングなどを提案に含めなかった理由は何か。
－4）自然環境：「道路建設に伴ら植生の破壊に関して，特に土壌浸食を引き起こす可能性の ある場所における植生の早期回復を提案した例がある。また，樹木の伐採については，同数の樹木の植林を実施するように提案した。」
$\rightarrow$ 事業名が不明であるため，全体像について把握することができないが，植生の破壊に対 して，同数の樹木の植林ですませることは生態系の保全とは言えず，影響を与える生態系 の評価に基づいたより抜本的な対策が必要になることがある。
－5）非自発的住民移転：「フィージビリティ調査において移転対象世帯の全数調査を実施し，

当該国の関連制度や事例などを参考に補償方針や移転住民への支援策を含む住民移転計画 フレームワークを策定した。」
$\rightarrow$ 大規模住民移転を伴う可能性のある案件が何件程度あったのか，そのうち，このような対策を行った案件はどの程度あったのか，行わなかった案体があるとすれば，その理由は何かなどの評価•分析が欠落している。また，当該住民移転計画フレームワークの内容や実効性に係る評価が欠落している。
－6）生計手段
$\rightarrow$ 多くの事業で，用地取得に伴ら住民の生計手段の喪失などが生じる可能性があることに鑑み，このような案件の事例分析が必要である。
－これらの提案の事業への反映状況に関する評価が行われていない。

9．審査諮問機関への諮問（報告書 3.4 p．19）

## 指摘15：環境社会配慮審査会設置の効果•課題に関して，分析すべきである。また，第1期環境社会配慮審査会委員による「まとめ」を活用すべきである

- 審査会の答申の報告書，事業への反映の度合いなどについて分析•評価を行うべきである。
- 第1期環境社会配慮審査会による下記「まとめ」等を参照し，審査会の効果と課題について分析すべきである。（別添1）
http：／／www．jica．go．jp／environment／guideline／pdf／shimon18．pdf
－当該まとめは，ガイドラインの実施上の課題やガイドラインの改定や制度上の課題に関する具体的な提言も含んでいる。これらは，各委員がその 2 年間の経験をもとに指摘しているもので あるため，参照•活用すべきである。

10．カテゴリ分類
指摘16：カテゴリ分類に関する妥当性に関する分析が行われていない。一方で，カテゴリ分類に関 しては，本来カテゴリAであるものがカテゴリBに分類されている可能性があるなど，多くの疑念が生じる。
－p．37－38には，大規模なものであればカテゴリAに分類されるセクターの下記の案件がカテゴリ Bに分類されているが，その理由が不明である。
$>$ 火力発電所：3件がいずれもカテゴリB
$>$ 水力発電： 3 件のらち 2 件がカテゴリ B
＞港湾：2件のらち 1 件がカテゴリ B
$>$ 上下水道：全てカテゴリB
$>$ 廃棄物管理：7件のらち5件がカテゴリ $\mathrm{B}: ~($ 記述を読むくと最終処分場建設を伴うものがあ る。

## 事例：カンボジア・プノンペン市廃棄物管理改善計画（開発調査 $\rightarrow$ 無償資金協力）

本案件は，カテゴリ分類の変更（ A から B ）をめぐり議論になった例である。
本案件は開発調査時にカテゴリAとされていたが，無償資金協力の段階としてJCA 側は非自発的住民移転が発生しない等の理由で，カテゴリBに変更することを審査会に報告し，議論と なった。審査委員側は，（1）廃貵物処理•処分はガイドライン別紙 2 の影響を及ぼしやすいセク ターに該当し，ガイドライン2．5．2の規定から原則としてカテゴリAに分類される，（2）本事業 の第1フェーズ，第2フェーズ併せると 100 ha の規模であり，大規模といえる，（3）浸出水の汚染などの影響をおよぼしやすい特性も有する，（4）カンボジア当局もEIA が必要と判断した—— などの理由から，カテゴリBへの変更は見直すようにJICAに求めた。（別添2）

また，第1期環境社会配慮審査会まとめにおいては，下記のように記載されている。「情報不足でカテゴリ B としている例が見られるが，カテゴリAの可能性があるものは，最初 からカテゴリAとして扱らべきである。」

指摘17：カテゴリ分類の変更に関して，事例をあげて記述すべきである。なお，マスタープラン段階でカテゴリBであり，F／S段階でカテゴリA となる場合の案件の取り扱いの妥当性につ いては，審査会において議論になったため，その内容について記載すべきである。

## 事例：インドネシア・バリ州水資源開発事業（マスタープラン $\rightarrow F / \mathrm{S}$ ）

バリ州水資源開発調查では，フェーズ 2 の中でマスター・プラン策定支援が行われ，その結果選択された優先事業の F／S 作成支援，環境影響評価実施支援がフェーズ3において行われた。当初カテゴリ B であったが，選定された優先事業の中にアユン・ダムが含まれていたため，カ テゴリAに変更されたといら経緯がある。これに関連し，審査会の議論において，以下のよう な問題が指摘された。

1．F／S 作成支援の対象として取り扱われた優先事業，特にアユンダムについて，当該事業の F／S 支援を独立した開発調査として行う場合と比して，当該事業の支援を行うべきか否かの （JCA としての）意思決定に関する検討が十分行われたとは言い難い。
2．アユンダムについて，F／S 支援を単体で行ら場合であれば，意思決定の前に，カテゴリ分類，案件概要ともに公開され，コメントが受け付けられることと比して，M／PとF／Sを一貫し て行ら場合は個別案件の具体的な情報が，十分に公開されない。
3．ダムの環境影響評価実施という内容にも関わらず，フェーズ 3 への移行前に，既存の情報 の十分なレビューやそれに基づく TOR 検討，人員計画などの調査設計を行う十分な時間的余裕がなく，調査自体にも時間をかけることができなかった。

11．社会環境と人権への配慮（報告書 3.7 p .24 ）
指摘18：紛争国や紛争地域，表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されてい る地域における協力事業における配慮（ガイドライン 2．4．1）に関する評価＊事例分析が行われていない。
－報告書には「特別な配慮にあたる事例は案件調查の対象案件では確認できなかった」と記述さ れている。これは，調查対象案件の報告書の記載に該当するような記述が見当たらなかったこ とを意味するだけであり，必要な検討がなされたかどうかに関する評価が行われていない。

12．JCA の意思決定（報告書 3.8 p .25 ）
指摘19：報告書は意思決定に係るJICA 側の対応を表面的に繰り返しているだけである。ガイドラ イン2．8．1に関しては，全般的な状況の記述，提言の妥当性や事例に即した分析が欠落し ており，また第三者から指摘等があった場合の意思決定への反映の有無や，外務省への伝達の状況などについて記述されていない。ガイドライン 2．8．2，2．8．3 に関しては，JICA が特段の対応をとらなかった理由の考察が欠けている。
－ガイドライン2．8．1に関して，JICA から外務省に送る＂提言＂は，カテゴリ A 案件の多くが，「•••適切な環境社会配慮が必要である」といった類似した表現となっており，あいまいで具体性にかける。報告書にはその理由に関する分析（当該時点における情報の不足など）が欠落している。
－なお，案件によっては，JCA がより多くの情報を有しており，配慮のポイントがある程度明確 なものもある。また，案件によっては，JCA が外務省に送る＂提言＂の内容が，より慎重な表現となっているものもある。本報告においては，これらの事例分析がまったくなされていない。
－また，IICAが第三者から案件に関する指摘を受けた場合の検討状況，応答状況，意思決定への反映の有無について記載がない。また，当該指摘の外務省への伝達の有無などについても記載 がない。

事例：カンボジア国第ニメコン架橋建設事業（開発調査 $\rightarrow$ 無償資金協力）
本事業については開発調査後，開発調査の提言（交通量に関するモニタリング調査が必要）を受け てフォローアップ調査が実施されていたが，フォローアップ調查の報告書が出される前に，無償資金協力案件として採択された。
この段階で，公開された情報に基づき，（1）本案件が無償資金協力として実施されることに対する疑問，（2）追加的な交通量モニタリングの必要性，（3）住民移転に関する懸念——など，外部から意見が提出されたが，JCAからのなんら返答•対応がないまま，本案件の実施が意思決定された。

13．環境社会配慮の手続き（報告書 4．1－4．4 p．31－36）
（外部からのコメントへの対応）
指摘20：カテゴリAの要請案件についての，外部からのコメント（p．31）に関するJICA 側からの応答状況について記載すべきである。
（事前調查段階）
指摘21：事前調査段階における環境社会配慮に関する調查内容，相手国政府との協議やSNW およ び TOR（案）の内容に関して，全般的状況および事例に基づき分析•評価を行い，その結果を記述すべきである。

指摘22：スコーピング時の現地ステークホルダーとの協議がどのよゔに TORに反映されたのか，全般的状況および事例について記述すべきである。

指摘23：スコーピング段階において調査項目に含まれておらず，その後，「調査項目に含めるべき」 との指摘があった案件について，経緯や対応などについて記述すべきである。
（調査設計，調査体制）
指摘24：調査設計（とりわけ調査期間）や調査体制の妥当性に関する評価•分析を行い，その結果 を記述すべきである。
－生態系調査を含むのにも関わらず，実際の調査時期が通年ではなかった，十分な現地調查を行 ら時間的余裕がなかったなど，調査設計に関する課題が環境社会配慮審査会などから多く指摘 されている。これらを踏まえ，調査設計や体制の妥当性に関する評価•分析を行うことが必要 である。

なお，調査設計•調査体制については，審査会第 1 期のまとめにおいては，下記のように記述され ている。

> スコーピングの際には, 当該国の社会的な状況や技術能力の限界, 一般的に, 社会環境に関する調查の比重が相対的に低くなりがちであるという点, 自然環境に関する基礎データが不足しがちであるという点に留意しつつ調査設計を行うべきである。また, ステークホルダーの範囲をどこまで捉えるのかという問題とその協義の実質をいかに確保するかという課題がある。複数の代替案の検討がどのようになされているかは, アセスメントの根幹に関わる問題である。そのため, 負の影響の回避, 最小化, 代償というプロセスを堅持するための幅広い調査が必要である。さらに, 生態系調査をはじめとする自然環境調査においては, 季節性の配慮が重要であり, 1年以上の調查期間を確保することが望ましい場合もある。このような認識を踏まえて,調査設計を十分検討する必要がある。
> 審査会の意見を調查設計に反映させるため, 業務委託公募以前に業務指示書 (TOR) を審査会において議論することが必要ではないかという提案があった。また, 不確実性を伴う環境問題に対して, モニタリング等の重要性について相手側に理解を求めること, 既存の案件での問題や意見対立などを踏まえた計画立案を行う必要があること, 協力相手国の政治•社会状況及びそれが事業に及ぼす影響についての考察を調査に組み入れる必要があることについて指摘があった。
（最終報告書案作成段階）
指摘25：相手国政府からどのようなコメントがあったのか，どのような対応を行ったのかについ て，全般的状況，事例について記述すべきである。

指摘26：ステークホルダー協議の結果がどのように報告書に反映されたのかについて，全般的状況，事例について記述すべきである。
（事業ニーズの把握および代替案検討）報告書 p．33－34
指摘27：列記されているのは代替案検討の全体像ではなくオプションの例示にすぎず，これらの複数案をどのような手法で絞り込んでいったのかが不明であるため，記述すべきである。

指摘28：環境社会配慮審査会において，事業ニーズが議論された案件もあるため，これらについて議論の概要を記述すべきである。
－典型的な案件は，バングラデシュのパドマ橋建設計画である。本案件はガイドラインの完全適用案件ではないが，ガイドラインを可能な限り適用するという ICA の方針に基づき，環境社会配慮審査会に諮問が行われ，答申が出された。その際，本事業のニーズ把握が十分でないとし て，複数の委員から補足意見が出された。（別添3）
http：／／www．jica．go．jp／environment／guideline／pdf／shimon＿04．pdf
（無償資金協力）報告書 p． 35
指摘29：基本設計調査に先立ち，予備調査等として何を確認したのか，それが十分であったかにつ いての評価を記述すべきである。

14．フォローアップ（報告書 4.5 p .36 ）
指摘30：協力案件の現在の状況についての全般的なフォローアップ状況についての記載が必要で ある。

指摘31：個別案件について行われたフォローアップについては，案件名，フォローアップの内容（調査項目など），フォローアップの結果および問題点の有無，これらを踏まえ，相手国政府•実施機関に何を衝きかけたのかにつき記載することが必要である。

15．セクター別の傾向（報告書 5．p．37）
指摘32：セクター別の傾向をまとめること事態は意義があることであるが，報告書の記載はいずれ も表面的な記述にとどまっている上，情報量が少なく，案件名も明示されていないため，意味のある記述とは思えない。また，いくつかの記述に疑念が残る。
＜火力発電〉p． 37

- カテゴリ Bと分類した理由は何か。
- 通常検討される影響項目と比して，報告書に記載されているものは非常に限定的（大気汚染，温排水しか具体的に挙げられていない）であるが，それ以外についても調査されたのか。
－「温排水の発生による影響が考えられる場合は，これを検討している」としているが，検討し なかった例があるのか。
＜水力発電＞p． 37
- 2件につき，カテゴリ B と分類した理由は何か。
- 「貯水池の常時満水位の高さを十数m下げることにより影響を軽減できる」としているが，こ れは何の案件を指しているのか。
－河川への環境影響として，「用水確保のための取水やダムからの放流は河川の流況に影響を与え

る可能性がある。ダム建設の場合，下流の取水への影響について検討を行った」としているが，一般にダム建設が河川に与える環境影響の記述としては極めて限定的である。 まず，ダムからの放流のみならず，ダムによる貯水そのものが，河川の流況や土砂流動に影響 を与える。また，影響検討は「取水への影響」のみならず，流況変化や土砂流動変化を通じた，下流域の土壌，生態系，農業用水•生活用水取水や漁業の状況などを含めたものでなければな らない。なお，上流域においても流況変化による土砂堆積などが生じている場合もある。
＜廃棄物管理＞p． 41
－7件のらち 5 件がカテゴリ Bとなっているが，その理由は何か。
＜水資源開発＞p． 42
－水資源開発については，マスタープラン段階でカテゴリ B とされても，優先プロジェクトとし てダム開発が取り上げられ，結果としてカテゴリ Aとなる案件も考えられる。ここで記述され ている開発調查においてはそのようなケースは含まれるか。
－「M／P 調査の場合には，水源の選択と施設の選択の組み合わせにより，多様な代替案を検討し ている」としているが，F／S 調查および無償資金協力の場合はこのような代替案検討は行わなか ったのか。

以 上
別添1：国際協力機構（JICA）環境社会配慮審査会第1期のまとめについて（報告）
別添 2 ：無償資金協力「プノンペン市廃葉物管理改善計画」のカテゴリ分類について
別添3：バングラデシュ・パドマ橋建設事業 環境社会配慮に関する補足意見（答申に添付された意見）

## 国際協力機構（JCA）環境社会配慮審査会第 1 期のまとめについて（報告）

本報告は，2004年9月に発足した環境社会配慮審査会が，2006年8月までの 2 年間の活動を踏まえ，審査会委員の意見として審査会活動の意義や今後の課題についてまとめたものです。

環境社会配慮審査会の設置要項第 2 条によれば，委員長は年次報告をまとめることになっていますが， この報告以外に任期全体にわたる審査会活動の意義や課題をまとめた方がよいのではないかという意見が複数の委員から提案されました。そのため，この件について委員会に諮ったところ，報告書を作成 することに合意を得ましたので，同設置要項第 10 条に基づき，第 1 期の審査会の報告としてまとめる ものです。
本報告の内容として，審查会として第三者による審查を行うことの意義を明らかにするとともに，今後，審査会の活動を行らうえでの課題についてもまとめました。特に，課題については，審査会活動の改善に資すると考えられる現行ガイドラインの運用面での課題とともに，長期的な観点からみたガイド ラインの内容そのものの課題についても整理しております。

報告書の作成に当たっては，各委員から提出された意見を項目ごとに分類し，委員間で合意が得られ ていると考えられるものについて集約するとともに，異なる意見があるものについては，両論併記の形 で整理しています。また，委員個人としてまとまった文書が提出されている場合は，参考のため添付い たしました。
外国の援助機関を含めてもこうした組織の設置による審査の方法はかなり充実しており，これまでの活動によって一定の効果が上がったと考えられますが，まだまだ試行錯誤の側面もあり，今後の課題も浮き彫りになってきていると考えております。本報告の内容を踏まえたうえで，今後の審查会の活動が よりよいものになることを期待しております。

なお，第 1 期の審査会の活動には，以下のような事情があることを申し添えます。審査会が発足当初 に扱った事業には，2004年に改定された ЛCA 環境社会配慮ガイドラインが適用される以前に着手され たものがあったため，本報告の中にはそれらの事業に対する審査を進めた上での意見も含まれておりま す。また，審査会のみならず，ЛCA としても環境社会配慮活動は初めての取り組みが含まれており，審查を進めていくらちに活動の内容は徐々に向上している面があるように感じております。本報告は，あ くまで第 1 期の活動期間全体を通してみたものですが，内容をご覧いただく際にはこうした事情にも配慮していただければ幸いです。

| 遠藤 | 博之 | （株）遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長 |
| :---: | :---: | :---: |
| 川村 | 暁雄 | 神戸女学院大学 文学部総合文化学科 助教授 |
| 作本 | 直行 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長 |
| 田中 | 章 | 武蔵工業大学 環境情報学部環境情報学科 助教授 |
| 田中 | 奈美 | 神戸芸術工科大学 デザイン学部環境•建築デザイン学科 助教授 |
| 中谷 | 誠治 | （財）亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員 |
| 夏原 | 由博 | 大阪府立大学大学院 農学生命科学研究科 助教授 |
| 濱崎 | 竜英 | 大阪産業大学 人間環境学部都市環境学科 助教授 |
| 原嶋 | 洋平 | 拓殖大学 国際開発学部 助教授 |
| 平野 | 宏子 | 東京都水道局 練馬東営業所長 |
| 平山 | 義康 | 大東文化大学 環境創造学部 教授 |
| 松本 | 悟 | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 代表理事 |
| 満田 | 夏花 | （財）地球•人間環境フォーラム 企画調査部主任研究員 |
| 村山 | 武彦 | 早稲田大学 理工学部复合領域 教授 |
|  | 憲－郎 | 明治大学法科大学院 法務研究科 教授 |
| 渡边 | 邦夫 | 埼玉大学 地圈科学研究センター 教授 |
| 和田 | 重太 | 和田•永嶋法律事務所 弁護士 |

## 注

役職は，2006年8月時点。
発足時から2005年3月までは，委員長を村山，副委員長を作本，田中（奈）
2005 年 4 月から2006年3月までは，委員長を作本，副委員長を田中（奈），平野
2006年4月以降は，委員長を村山，副委員長を田中（奈），平野が，それぞれ担当した。
また，2005年4月に幹事職を設け，松本，満田が担当した。

## 1．審査会の活動を通じた環境社会配慮上の効果

審査会の活動を通じて生まれた効果として，
－JICA が行う協力事業の環境社会配慮審査に関する透明性が高まり，アカウンタビリティが強化され たこと
－JICA 開発調査等の環境社会関連調査の質が向上したこと。またこえを通じて，事業の実質的な環境社会配慮の質が向上したこと

- 審査会における議論，意見表明が，JCA 及び調查団の能力•認識の向上に役立ったこと
- 環境社会配慮重視の姿勢を，現地国政府，実施機関等をはじめとする内外のステークホルダーに示 したこと
などが挙げられる。

より具体的な内容は，以下のとおりである。

## 1）透明性／説明

協力事業に対する環境社会配慮に関して，公開で議論が行われるようになったことにより，情報公開が進み，審査の透明性が向上し，関係主体間のよい意味での緊張感が生まれた。また，幅広い専門分野の委員からなる第三者機関である審査会を設置し，同審査会に対する事業の説明及び諮問及び報告というプロセスを行うことにより，事業の必要性，代替案の検討などを含め，事業全体の アカウンタビリティが強化された。

## 2）調査／環境社会配慮の質

審査会の関与により，（1）JICA 開発調査等の環境社会関連調査の質が向上したこと，またこれを通 どて，（2）事業の実質的な環境社会配慮の質が向上したという効果が指摘できる。①）問•議論•答申のプロセスにより，調査内容が補完され，評価予測が工夫されるようになったこと などにより，調査結果の質が向上し，レポートの質が改善した。さらに，不確実性を伴う大規模案件に対する慎重な取り組みへの寄与につながった。
（2）に関しては，住民説明会などが以前よりきめ細かに開催されるようになったこと，独自の調查 がなされるようになったこと，現地国政府等の意識向上につながったであろうことが指摘された。一方，明らかな改善点は現時点では認められない，あるいは審査対象調査の事業の多くがまだ実施 されていない現時点では評価は難しいという指摘もあった。
3）JICA•調査団の能力•認識
審査会において，環境社会側面から多くの議論が行われ，多様な意見が提出されたことにより， JICA 調査における環境社会配慮のあり方・プロセスに関する認識が深まった。
4）相手国／現地，その他ステークホルダーへの影響
現地国政府，実施機関等をはじめとする内外のステークホルダーに，JICA の環境社会配慮重視の姿勢を示したことの効果は重要であり，そのことが事業における環境社会配慮を促進することが期待される。

## 2．今後の課題

1）現行ガイドラインの範囲内で検討すべき事項
（1）調査そのものの改善

今後の課題として，調查そのものの改善を図っていくため，調查設計にあたり，調查内容，調查期間，団員構成，環境社会配慮を担当する団員の専門性や人数などについて，今後十分な検討が必要である。また，ステークホルダー協議の質の向上や戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた情報集積により，調查内容を改善，強化していくことが求められる。

具体的な内容は，以下のとおりである。

## a）調査設計

スコーピングの際には，当該国の社会的な状況や技術能力の限界，一般的に，社会環境に関する調査の比重が相対的に低くなりがちであるという点，自然環境に関する基䂣データが不足しがちで あるという点に留意しつつ調査設計を行うべきである。また，ステークホルダーの篚囲をどこまで捉えるのかという問題とその協議の実質をいかに確保するかといら課題がある。複数の代替案の检討がどのようになされているかは，アセスメントの根幹に関わる問題である。そのため，負の影響 の回避，最小化，代償というプロセスを堅持するための幅広い調查が必要である。さらに，生態系調査をはじめとする自然環境調查においては，季節性の配慮が重要であり，1年以上の調査期間を確保することが望ましい場合もある。このような認識を踏まえて，調査設計を十分検討する必要があ る。
審查会の意見を調查設計に反映させるため，業務委託公募以前に業務指示書（TOR）を審査会に おいて議論することが必要ではないかという提案があった。また，不確実性を伴う環境問題に対し て，モニタリング等の重要性について相手側に理解を求めること，既存の案件での問題や意見対立 などを踏まえた計画立案を行う必要があること，協力相手国の政治•社会状況及びそれが事業に及 ぼす影響についての考察を調查に組み入れる必要があることについて指摘があった。

一方，環境社会配慮を担当する調査団員の構成を検討する必要があることに加え，専門性をより具体的に審査すべきであること，同調查団員を増やすべきであるという指摘がなされた。具体的に は，コンサルタントに求められる専門能力をもら少し具体的に記述するべき，少なくとも，「自然環境」「人間の健康と安全への影響」「社会配慮」の各分野において一人ずつ団員を確保するべき，ま た報告書にも調査実施者の専門や所属がわかるような明記を義務付けるべきなどである。また，JCA の組織内コンサルタントの活用•増強が効果的であるといら指摘があった。
b）環境社会配慮に関するステークホルダー協議
「協議」に関しては，事業により大きな影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など，協議を意識的に行うベきステークホルダーに関する分析等により，ステークホルダー協議がガイドラインの趣旨にかなったものであることを担保する必要があること，その際，琴地の言論の自由などの状況 についても把握し，協議の適正さを担保するための条件を把握すべきである。また，調査内容や結果に関して，技術的には国際的な水準を意識しつつ，ステークホルダー協議における説明ロジック や技術プランを検討する必要があることが指摘された。

## c）戦略的環境アセスメント（SEA）

SEA の考え方に基づき，計画の枠組みに対する複合的•累積的影響について，ガイドラインや参考図書を作成し，計画的に情報を蓄積すること，また，それに基づくSEAを実施しその結果を個々 の事業に反映することを支援する必要がある。

## （2）ガイドライン運用の改善

ガイドラインの運用の改善に関しては，

- 審査会の位置づけ及び役割を明確にすること
- 審査基準を明確にすべきこと
- ガイドライン運用の指針，ガイダンス，事例集などの作成についての検討が必要であること
- 相手国の制度的な課題についても調査•把握を行い，制度強化に関する支援•提案を行うべき であること
－審査会の関与が終了後，審査会提言等が，最終報告書や実際の事業にどのように反映されてい るかの検証が必要であること
などの課題が挙げられる。

具体的な内容は，以下のとおりである。

## a）審査会の位置づけや役割

事業効果について検討を行っている国内支援委員会等と審査会との役割の違いを認識しつつ，重要な案件については双方のコミュニケーションの機会を設けることが望ましい。

## b）審査の基準

住民移転の補償手続きや事業の経済性分析については，審査会としての具体的な審査基準を示す べきである。カテゴリ分類については，これまで必ずしも根拠が明らかでないため，基本情報及び ガイドラインの該当する箇所を示すべきである。また，情報不足でカテゴリ B としている例が見ら れるが，カテゴリAの可能性があるものは，最初からカテゴリAとして扱うべきである。一方，規模要件や事業特性や地域特性に国際的な定義があるわけではないという指摘があった。

## c）運用指針などの策定

環境社会配慮において特に重要な要素である，大規模非自発的住民移転，ステークホルダー協議，代替案のあり方などについて，ガイドラインを補完する運用指針の策定が必要である。住民移転に関しては，特に被影響住民の生計の向上または維持を図るために必要な調査や措置について，過去案件のレビューを通じて，公開のプロセスによりガイドラインの運用指針やハンドブックを作成し， JICA の方針を打ち出していく必要がある。

また，ステークホルダー協議については，ステークホルダーの分析を踏まえてそれを協議の手法 に反映させていくこと，現地の言論の自由等の状況などを把握することなどにより，協議の適正さ を担保していくための措置などについての指針が必要である。

代替案については，インフラ事業における代替案検討のあり方についての指針が必要であり，そ の中に需要予測を絶対視せず，その変化をモニタリングすること，需要側管理も比較の対象とする ことなどを盛り込むぶきである。

さらに，報告書のあり方に関する最低限の指針を示すことが必要である。そのため，今までの事例からの経験•教訓を整理した事例集やハンドブックなどの作成は有効であろう。

## d）相手国の制度／能力

事前調査段階において，過去の事例等を踏まえ，相手国の事業実施能力や制度的な課題を把握し，必要に応じて調査の中に制度強化支援を織り込んでいくことが必要である。また，調査の成果につ いても，制度強化に関する提案を行うことについて留意すべきである。

これに関連して，環境社会配慮を強化していくための能力の向上についても積極的に行っていく べきである点，ガイドラインの運用に当たり「持続可能な開発」のための支援と確認であるという点につき，調査団に強く確認すべきである点の指摘があつた。

## e）フォローアップ／検証／最終報告書への反映

答申が，（1）最終報告書，及び（2）実際の事業にどう反映されたかが確認できる仕組みを検討する必要がある。（2）については，環境アセスメント支援や住民移転に係る支援が実際の事業計画にどのよ うに反映されたのかいくつかの案件について検証を行う必要がある。特に，議論を呼んだ案件など については，適宜，その進渉状況についてJICA から審査会へ報告を行い，評価ミッションの派遣を行うことも重要である。また，フォローアップの結果を事例集などの形で残すことが望ましい。こ の一環として，ガイドライン改定に伴って，大規模事業の要請が抑制されていないか検証すべきと いう提案があった。
f）留意事項
ガイドラインの運用に当たっては，以下の点に留意すべきである。
－事業周辺住民は，農業，漁業，林業等の環境や地域のコミュニティーに依存して生計を立てている場合が多いこと
－都市域内及び都市と農村部での所得格差等が大きく，開発のしわ寄せが貧困層や農村部住民に及び やすいこと

- 被影響住民が，代替的な生計•生活手段が得にくい場合があること
- 土地所有等に関する登記制度やデータに不十分なことが多く，居住•生産等の権利関係を正当に評価しにくい場合が多いこと
- 貧困のため，公共施設用地や空地等に不法に住居等を構える人々がいること
- 大規模プロジェクトでは，影響を受ける住民と事業の受益者に距離的•経済的隔たりがあり事業が理解されづらいこと
- 情報伝達手段や機会が十分でないこと
- 移転住民の再定住化•生活の安定化等の長期にわたるフォローアップが不可欠で事業自体は移転終了時点で開始できるため，資金不足等と相まって，フォローアップが後回しにされがちであること


## g）その他

その他，一般からの意見を求める工夫が必要である点，答申内容の要点を英語でも公開すること が望ましい点について指摘があった。

## （3）審査会の運営の改善

審査会の運営の改善に関しては，審査会の役割の明確化や構成の工夫，諮問のタイミング，答申 の作成方法，答申の反映方法，相手国手続きとの関連性，情報提供のあり方などが，今後の検討課題として挙げられる。

具体的な内容は，以下のとおりである。

## a）審査会の役割／構成／人数

審査会の効率的な運営のため，臨時委員を分野ごとに増員し，案件ごとに専門的な意見を得るよ うな仕組みや分会の比重の拡大などの検討が必要である。また，現在の審査会の構成も，環境社会

配慮の分野ごとのバランスを考慮することが重要である。さらに，JICA（担当事業部•環境社会配慮審査チーム）と審査会との関係を明確にすべきである。

また，審査会の JICA などからの中立性を確保するような人選が必要であること，同一案件につい て 2 回以上審查する場合は，担当委員の全部又は一部を変更すべきという指摘があった。一方で，同一案件を同じ委員が担当することは，調査設計•調査実施の経緯についての理解が深まることの利点がある旨の指摘もあった。審査会の人数については意見が分かれ，委員を大幅に増員するべき といら意見がある一方，人数は適正であるという意見もあった。さらに，無償資金協力について，基本設計調査中の案件の環境社会配慮にも審査会が関与できるようにすべきという指摘があった。
b）答申の作成
答申の作成においては，委員間の十分な協議や意思疎通が必要である。答申作成は各委員からの コメントの寄せ集めとなりがちであるが，それを防ぐために，審査会の委員自身が答申案作成及び最終取りまとめを行うことが望ましいが，委員の負担を考えるとJICA 事務局が答申案を作成すると いう現行の手法を踏襲せざるをえないという面も指摘された。

## c）答申の検討／反映

答申の内容についての責任は審査会が負い，審査会の答申をそれ以降の調査や報告書等に反映さ せる責任は JICA（担当事業部•環境社会配慮審査チーム）が負うという役割分担を明確にすべきで ある。また，答申後の事業経過に関する報告の充実を図る必要がある。

これに関連して，（1）答申案の段階で，JICA が答申案にコメントしたり，諮問内容について議論す る必要はそれほどないとする意見がある一方，（2）答申をより精查し，審査会として実際の調査•事業への反映の際の課題を認識するため，双方の間で十分な議論を行うべきであるという意見もあっ た。また，この点に関連して，審査会の答申が相手国の環境アセスメント制度等の手続きのどのタ イミングでどのように利用されるのかを明記した説明文を配布すべきであるという指摘があった。
d）時間
審查時間が短いことが多いため，スケジュールに余裕を持たせることが重要である。

## e）情報共有及び収集•説明•協議

案件要請やスコーピング段階における情報提供について検討する必要がある。また，カテゴリ B またはCの案件であっても，カテゴリAに変更される可能性のある案件は，早い段階から審査会に対して報告•協議を行う必要がある。

一方，審査会委員による現地調查の実施や研究会の開催など，審査会自体の能力を強化する必要 がある。また，審査会委員による海外現地視察，状況把握調查の予算確保，視察結果の報告書作成 などの予算配慮を行うことが望ましい。これに関連して，審査会が現地情報を共有していくための工夫としてJICA 現地事務所•NGO 等との意見交換を行う機会を設けてほしいという要望，報告書•資料の構成や形式の統一を図ることが望ましく，特にカテゴリ A 案件における情報の充実が必要で あるという指摘があった。

## 2）ガイドラインの改定を視野に入れた制度上の課題

（1）基本的事項
ガイドラインの基本的事項については，適用案件の蓄積を通じた今後の検討が必要であるという指摘のほか，以下のような具体的な指摘があった。

- 環境社会配慮が「持続可能な開発」を目標にするためのものである点を強調すべき
- ODA 全体において統合的•包括的な環境社会配慮ガイドラインの見直しを行うべき
- 非自発的住民移転における補償は，再取得費用（Replacement Cost）に基づくべきものであるこ とを明記すべき
－緊急時の措置について，その文言からはいかなる手続きがなされるのかよく分からないので，整理すべき（ガイドライン 1.8 ）
- 相手国の環境アセスメント手続きとの関係を明確にすべき（2．6，2．8関係）
- ガイドラインは，一方で明記された環境社会配慮の要件を満たすよう相手国政府に求め（1．4），他方で，環境社会配慮の実現は相手国の法令の不備（2．6．3）や社会的制度的条件•地域の実情
（2．7．1）に影響を受けるといら体裁になっているが，このような規定では，現地の実情次第で明記された要件を満たさなくてもよいようにも読め，人によって解釈の違いが生じらる。この点を整理して規定し直すべき
－別紙1「非自発的住民移転」2の1行目「非自発的住民移転及び生計手段の䨤失」の部分は「及 び」ではなく「又は」ではないか。
また，審査会実施による環境社会配慮実施効果に関しての検証（途上国の実情に即した審査内容 となっているかの検証も含む，案件件数の蓄積後に $3 \sim 5$ 年間実施）を行うべきであるという提案が あった。


## （2）環境社会配慮のプロセス

環境社会配慮のプロセスに関しては，下記のような指摘があった。

- 審査会の審査範囲を明確にすべき
- カテゴリ分類の基準を明確にすべき
- マスタープラン（M／P）とフィージビリティスタディ（F／S）の一体型調査についての手続きを明確にすべき
- 事業の必要性の位置づけの明確化，事業の選択基準に関する検討を十分行らべき
- 各国の変化する状況に対応し，あまり固定化にとらわれないようにすべき
- ICA の環境社会配慮調查の内容を，相手国側の環境影響評価プロセスに反映させるための積極的な方策を盛り込むい゙き
－フォローアップについても第三者機関が関与すべき
このらち，審査会の審査範囲については，事業の環境社会配慮に限定すべきであるという意見と，開発ニーズも含めた事業の妥当性についても審査範囲とすべきという意見に分かれた。また，外務省，ICA の判断との関係や「助言」の意味，フォローアップの具体的なプロセスを明確にすべきと いら指摘があった。また，無償資金協力については，基本設計調査以降，実質的には審査会の関与 が保障されていないため，交換公文（E／N）締結までは関与できるようにするべきという指摘があっ た。

M／Pと F／S の一体型調査については，F／S 選定案件の前における情報公開を行うべきであるという意見がある一方，両プロセスを分離することにより時間をとられないようなフレキシブルな対応を行らべきであるという指摘があった。

## 無償資金協力「プノンペン市廃妻物管理改善計画」のカテゴリ分類について

（財）地球•人間環境フォーラム 満田夏花

本事業は以下の理由から「カテゴリ A」と考えます。

## 1．影響を及ぼしやすいセクター（廃棄物処理•処分）に属する。

ここで大規模なものであれば，間違いなくこれのみでAだと考えられます。大規模の基準は，通常は， （1）国際的にEIAを必要とされている規模か否か，（2）当該国でEIAを必要とするか否かの 2 点が大き な参考になると思われます。まずは当該国の基準に照らす必要があり，さらに諸外国の基準に照らし て考えることが順当であると思われます（日本であれば，第 1 種，第 2 種の規模 1 など）。 $\rightarrow$ 本事業の最終的な処分面積，処分可能量，対象人口をご教示下さい。

## 2．影響を及ぼしやすい事業特性である。

有害廃棄物，医療廃棄物の混入が生じている現在のカンボジアの廃棄収集の現状を考えると，本事業 は予見の難しい影響を及ぼす可能性のある事業であると考えます。

## 3．カンボジア環境当局がEIAを必要と判断している。

カンボジアにおいては，事業者が提出する初期環境影響評価レポート等により，カンボジア環境省が環境影響評価の実施を決定することとなっていますが，本事業において環境影響評価が必要だとされ ていることは，当該国環境当局が本事業の潜在的な環境影響が相当以上あると判断したということで あり，1，2を裏付けることとなると考えられます。

## 4．JICA 開発調査時の判断及び環境審査会における議論

JICA 開発調査時の判断は「A」であり，環境審査会におけるDFRのレビューにおいても，特にこれ をくつがえすよらな新事実は発見されていません。むしろ，より慎重な対応を求めるコメントが多か ったと思います。

カテゴリ分類に当たっては，当該事業が持つであろうと予測される潜在的な影響を判断の基準とする べきであり，緩和策や事業の進行によって懸念が自動的にクリアされていくことはカテゴリ分類変更 の理由にはなりえません。
JICAペーパーAC6－2 において示されている事項は，本案件の開発調査のドラフト・レポートが環境審査会において議論された時期にすでにわかっていたことが大部分です。
また， 3 の浸出水に関する記述を読を限り，事業の環境影響についての JICA の認識について不安を感じています。この点に関しては，次回の審査会で時間が許せば，ぜひご専門の委員の意見も求めた いところです。

なお，蛇足ながら，カテゴリ分類は JICA としての環境面での関与の程度を示す重要な行為であり，本案件に関わらず，むしろ安全側に（グレーゾーンはAに）分類すべきであろうと考えます。

[^0]本案件の環境社会配慮に関する補足意見

標記の件について，平山，柳，作本，松本，田中（章）の各委員から以下の ような意見がありましたので，添付いたします。

本案件は，環境社会配慮ガイドライン施行以前に開始された開発調査である ことから，環境社会配慮審査会では，計画の初期段階からの議論ではなく，最終報告案に対する諮問を受けるにとどまった。

本プロジェクトの事業規模や当該国の財政への影響を含む環境社会的影響を考慮すると，現行の主要交通機関である関連地域のフェリー交通の現況（輸送量，輸送コスト，事故率，改善課題など）についての詳細な調査やその改善計画に関する論議を尽した後に，最適渡河方法の一つとして適切な時期に長大橋 の建設諸準備を進めるということであれば，環境社会配慮の理念に沿ったもの になると思われる。しかし，審査会の関与が最終報告案段階のみであったこと から，長大橋の必要性•妥当性に関する情報の把握を十分に行うことができな かった。

環境社会配慮の理念を実現させるためには，先ずは，情報公開を行いつつ， その時期についてステークホルダー協議を柱にして，交通需要予測と近い将来 の実際の交通需要とを比較し判断しながら，事業アセスメントではなく計画ア セスメントの観点から最適渡河方法に関する合意形成が図られることが必要で あり，その後に橋梁建設計画の策定支援に取り組むことが本来の姿であると思料するものであり，この観点から十分慎重な配慮を要請するものである。


[^0]:    1 第 1 種事業 30 ha 以上，第 2 種事業 25 ha 以上

